

セーフティネット保証5号のご案内

H24.11.1 ~

1 セーフティネット保証制度とは

この制度は経営の安定に支障を生じている中小事業者について、保証限度額の別枠化等を行う保証制度です。信用保証協会への申し込みに当たって、事業所の所在地を管轄する市長の認定が必要となります。

2 保証限度額

- ・無担保保証 8千万円
- ・普通保証 2億円
- ・最大 2億8千万円

3 保証期間・貸付金利・担保

宮城県信用保証協会または金融機関にお問い合わせください。
宮城県信用保証協会 022-225-6491

4 認定の手続き

認定手続きは下記のとおり実施しています。

- ・法人の場合は、本店が登記されている所在地又は事業実体のある事業所の所在地の市町村の商工担当窓口
 - ・個人事業主の場合は、事業所所在地の市町村の商工担当窓口
- ※認定を受けたとしても、保証協会または金融機関による審査の結果、ご希望に沿いかねる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

5 認定書の交付

申請日の翌日以降、認定書が出来上がり次第、市役所商工観光課からお電話でご連絡いたしますので、受け取りにお越しく下さい。

6 認定の要件及び必要書類

(1) 5号認定(イ)に該当する事業者

指定業種に属する事業を行っており、最近3ヶ月間の売上高等が前年同期と比べて、5%以上減少している事業者

①1つの指定業種に属する事業を行っている、または兼業者(*1)であって、行っている事業がすべて指定業種に属する場合(様式イー①)

*1: 兼業者とは、2以上の細分類業種に属する事業を行っている中小企業者をいう。

※必要書類

- | |
|--|
| ①認定申請書(イー①) 2部 |
| ②売上高比較表(イー①) 2部 |
| ③事業者の確認書類 |
| ・法人は履歴事項全部証明書(3ヶ月以内発行のもの、コピー可) 1部 |
| ・個人事業主は直近の確定申告書のコピー 1部 |
| ④事業が属する業種ごとの最近1年間の売上高、最近3ヶ月各月の売上高及び前年同期の売上高が確認できる書類 1部 |
| (例) 試算表、損益計算書、各月の売上高がわかる会計帳簿類 |
| ※最近3ヶ月とは、最大6ヶ月前から起算して3ヶ月とします。 |

②兼業者(*1)であって、主たる事業(*2)が属する業種(主たる業種)が指定業種に該当する場合(様式イー②)

*1: 兼業者とは、2以上の細分類業種に属する事業を行っている中小企業者をいう。

*2: 主たる事業とは、最近1年間の売上高等が最も大きい事業をいう。

※必要書類

- ①認定申請書(イー②) 2部
- ②売上高比較表(イー②) 2部
- ③事業者の確認書類
 - ・法人は履歴事項全部証明書(3ヶ月以内発行のもの、コピー可) 1部
 - ・個人事業主は直近の確定申告書のコピー 1部
- ④事業が属する業種ごとの最近1年間の売上高、最近3ヶ月各月の売上高及び前年同期の売上高が確認できる書類 1部
(例) 試算表、損益計算書、各月の売上高がわかる会計帳簿類
※最近3ヶ月とは、最大6ヶ月前から起算して3ヶ月とします。

③兼業者(*1)であって、1以上の指定業種(主たる事業かどうかを問わない)に属する業種に属する事業を行っている場合(様式イー③)

*1: 兼業者とは、2以上の細分類業種に属する事業を行っている中小企業者をいう。

※必要書類

- ①認定申請書(イー③) 2部
- ②売上高比較表(イー③) 2部
- ③事業者の確認書類
 - ・法人は履歴事項全部証明書(3ヶ月以内発行のもの、コピー可) 1部
 - ・個人事業主は直近の確定申告書のコピー 1部
- ④事業が属する業種ごとの最近1年間の売上高、最近3ヶ月各月の売上高及び前年同期の売上高が確認できる書類 1部
(例) 試算表、損益計算書、各月の売上高がわかる会計帳簿類
※最近3ヶ月とは、最大6ヶ月前から起算して3ヶ月とします。

(2) 5号認定(ロ)に該当する事業者

指定業種に属する事業を行っており、製品等の原価の内20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているが、製品等価格に転嫁できない事業者

①1つの指定業種に属する事業を行っている、または兼業者(*1)であって、行っている事業がすべて指定業種に属する場合(様式ロー①)

*1: 兼業者とは、2以上の細分類業種に属する事業を行っている中小企業者をいう。

※必要書類

- ①認定申請書(ロー①) 2部
- ②原油等の仕入れ比較表(ロー①) 2部
- ③事業者の確認書類
 - ・法人は履歴事項全部証明書(3ヶ月以内発行のもの、コピー可) 1部
 - ・個人事業主は直近の確定申告書のコピー 1部
- ④最近3ヶ月各月及び前年同期の原油等の仕入価格と数量が確認できる書類 1部
(例) 仕入伝票、請求書等の購入価格(単価)がわかるもの
- ⑤最新の試算表(売上原価がわかるもの) 1部
- ⑥事業が属する業種ごとの最近1年間の売上高、最近3ヶ月各月の売上高及び前年同期の売上高が確認できる書類 1部
(例) 試算表、損益計算書、各月の売上高がわかる会計帳簿類
※最近3ヶ月とは、最大6ヶ月前から起算して3ヶ月とします。

②兼業者(*1)であって、主たる事業(*2)が属する業種(主たる業種)が指定業種に該当する場合(様式ロー②)

*1: 兼業者とは、2以上の細分類業種に属する事業を行っている中小企業者をいう。

*2: 主たる事業とは、最近1年間の売上高等が最も大きい事業をいう。

※必要書類

- ①認定申請書(ロー②) 2部
- ②原油等の仕入れ比較表(ロー②) . . . 2部
- ③事業者の確認書類
 - ・法人は履歴事項全部証明書(3ヶ月以内発行のもの、コピー可) . . . 1部
 - ・個人事業主は直近の確定申告書のコピー . . . 1部
- ④最近3ヶ月毎月及び前年同期の原油等の仕入価格と数量が確認できる書類 . . . 1部
(例) 仕入伝票、請求書等の購入価格(単価)がわかるもの
- ⑤最新の試算表(売上原価がわかるもの) 1部
- ⑥事業が属する業種ごとの最近1年間の売上高、最近3ヶ月各月の売上高及び前年同期の売上高が確認できる書類 . . 1部
(例) 試算表、損益計算書、各月の売上高がわかる会計帳簿類
※最近3ヶ月とは、最大6ヶ月前から起算して3ヶ月とします。

③兼業者(*1)であって、1以上の指定業種(主たる事業かどうかを問わない)に属する業種に属する事業を行っている場合(様式ロー③)

*1: 兼業者とは、2以上の細分類業種に属する事業を行っている中小企業者をいう。

※必要書類

- ①認定申請書(ロー③) 2部
- ②原油等の仕入れ比較表(ロー③) . . . 2部
- ③事業者の確認書類
 - ・法人は履歴事項全部証明書(3ヶ月以内発行のもの、コピー可) . . . 1部
 - ・個人事業主は直近の確定申告書のコピー . . . 1部
- ④最近1ヶ月毎月及び前年同期の原油等の仕入価格と数量が確認できる書類 . . . 1部
(例) 仕入伝票、請求書等の購入価格(単価)がわかるもの
- ⑤最新の試算表(売上原価がわかるもの) 1部
- ⑥事業が属する業種ごとの最近1年間の売上高、最近3ヶ月各月の売上高及び前年同期の売上高が確認できる書類 . . 1部
(例) 試算表、損益計算書、各月の売上高がわかる会計帳簿類
※最近3ヶ月とは、最大6ヶ月前から起算して3ヶ月とします。

(3) 5号認定(ハ)に該当する事業者(円高による影響)

指定業種に属する事業を行っており、円高の影響により、原則として最近1ヶ月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれる事業者

①1つの指定業種に属する事業を行っている、または兼業者(*1)であって、行っている事業がすべて指定業種に属する場合(様式ハー①)

*1: 兼業者とは、2以上の細分類業種に属する事業を行っている中小企業者をいう。

※必要書類

- ①認定申請書(ハー①) 2部
- ②売上高比較表(ハー①) 2部
- ③円高の影響により売上高等が減少していることが分かる理由書 . . . 1部
- ④事業者の確認書類
 - ・法人は履歴事項全部証明書(3ヶ月以内発行のもの、コピー可) . . . 1部
 - ・個人事業主は直近の確定申告書のコピー 1部
- ⑤事業が属する業種ごとの最近1年間の売上高が確認できる書類 . . . 1部
- ⑥最近1ヶ月の売上高及び前年同月の売上高が確認できる書類 . . . 1部
※最近1ヶ月とは、最大4ヶ月前から起算して1ヶ月目が基準となります)
- ⑦⑥の期間後2ヶ月間の見込み売上高が確認できる書類 1部
- ⑧⑦に対応する前年2ヶ月間の売上高が確認できる書類 1部
(例) 試算表、損益計算書、各月の売上高がわかる会計帳簿類
※の期間後2ヶ月間の見込み売上高が確認できる書類がない場合は、申込

者の申告(口答)によるもので差し支えありません。

②兼業者(*1)であって、主たる事業(*2)が属する業種(主たる業種)が指定業種に該当する場合(様式ハ一②)

*1: 兼業者とは、2以上の細分類業種に属する事業を行っている中小企業者をいう。

*2: 主たる事業とは、最近1年間の売上高等が最も大きい事業をいう。

※必要書類

- ①認定申請書(ハ一②) 2部
- ③売上高比較表(ハ一②) 2部
- ③円高の影響により売上高等が減少していることが分かる理由書 . . . 1部
- ④事業者の確認書類
 - ・法人は履歴事項全部証明書(3ヶ月以内発行のもの、コピー可) . . . 1部
 - ・個人事業主は直近の確定申告書のコピー 1部
- ⑤事業が属する業種ごとの最近1年間の売上高が確認できる書類 . . . 1部
- ⑥最近1ヶ月の売上高及び前年同月の売上高が確認できる書類 . . . 1部
※最近1ヶ月とは、最大4ヶ月前から起算して1ヶ月目が基準となります)
- ⑦⑥の期間後2ヶ月間の見込み売上高が確認できる書類 1部
- ⑧⑦に対応する前年2ヶ月間の売上高が確認できる書類 1部
(例) 試算表、損益計算書、各月の売上高がわかる会計帳簿類
※の期間後2ヶ月間の見込み売上高が確認できる書類がない場合は、申込者の申告(口答)によるもので差し支えありません。

③兼業者(*1)であって、1以上の指定業種(主たる事業かどうかを問わない)に属する業種に属する事業を行っている場合(様式ハ一③)

*1: 兼業者とは、2以上の細分類業種に属する事業を行っている中小企業者をいう。

※必要書類

- ①認定申請書(ハ一③) 2部
- ④売上高比較表(ハ一③) 2部
- ③円高の影響により売上高等が減少していることが分かる理由書 . . . 1部
- ④事業者の確認書類
 - ・法人は履歴事項全部証明書(3ヶ月以内発行のもの、コピー可) . . . 1部
 - ・個人事業主は直近の確定申告書のコピー 1部
- ⑤事業が属する業種ごとの最近1年間の売上高が確認できる書類 . . . 1部
- ⑥最近1ヶ月の売上高及び前年同月の売上高が確認できる書類 . . . 1部
※最近1ヶ月とは、最大4ヶ月前から起算して1ヶ月目が基準となります)
- ⑦⑥の期間後2ヶ月間の見込み売上高が確認できる書類 1部
- ⑧⑦に対応する前年2ヶ月間の売上高が確認できる書類 1部
(例) 試算表、損益計算書、各月の売上高がわかる会計帳簿類
※の期間後2ヶ月間の見込み売上高が確認できる書類がない場合は、申込者の申告(口答)によるもので差し支えありません。

7 申請書・比較表の様式のダウンロードについて

多賀城市のホームページより申請書・比較表の様式をダウンロードすることができます。

URL : <http://www.city.tagajo.miyagi.jp/kurasi/nougyou/ku-no-hosyou.html>

- 8 提出先・お問い合わせ** 多賀城市市民経済部商工観光課 TEL : 022-368-1141(内線 472)
受付時間 月～金(除祝日)の8:30～17:00

認定権者記載欄

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |

様式第5-(イ)-①

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イ-①)

平成 年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

住所

氏名

印

電話番号 () -

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、 が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |

記

売上高等

 $\frac{B-A}{B} \times 100$

B × 100

減少率 %

A : 申込時点における最近3か月間の売上高等

円

B : Aの期間に対応する前年の3か月間の売上高等

円

商工第 号
平成 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

(本認定書の有効期間: 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)

多賀城市長 菊地 健次郎

売上高等比較表

〔5号（イ－①）申請用〕

（表1：事業が属する業種毎の最近1年間の売上高）

| 業種 | 最近の売上高 | 構成比 |
|--------|--------|------|
| | 円 | % |
| | 円 | % |
| | 円 | % |
| | 円 | % |
| 全体の売上高 | 円 | 100% |

（表2：最近3か月の売上高【A】）

| | |
|----------------|---|
| 企業全体の最近3か月の売上高 | 円 |
|----------------|---|

（表3：最近3か月の前年同期の売上高【B】）

| | |
|---------------------|---|
| 企業全体の最近3か月の前年同期の売上高 | 円 |
|---------------------|---|

（最近3か月の企業全体の売上高の減少率）

$$\frac{【B】 \quad \text{円} - 【A】 \quad \text{円}}{【B】 \quad \text{円}} \times 100 = \quad \text{\%}$$

上記のとおり相違ありません。

名称

事業所所在地

代表者名

印

(注)本様式は、1つの指定事業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定事業に属する場合に使用する。

捨印の押印をお願いします。

印

認定権者記載欄

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |

様式第5-(イ)-①

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書

申請日(申請書類を市役所に提出する日)を記入してください。

平成 年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

住所については、本店または事業所の所在場所を、氏名については法人の商号または屋号および代表者の氏名を記載し、印鑑の押印をお願いします。

申請者

住所

氏名

電話番号 () -

認定書が出来上がった旨のご連絡を差し上げるため、繋がる電話番号を記載してください。代表者様の携帯電話の番号等でも構いません

印

私は、表に記載する業を営む〇〇〇〇には「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。〇〇〇〇が生じているため、経営の安定に支障が生じております。第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |

※表には営んでいる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を全て記載(当該業種は全て指定業種であることが必要)。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

売上高等

$$\frac{B - A}{B} \times 100$$

減少率 %

A : 申込時点における最近3か月間の売上高等

円 (注2)

B : Aの期間に対応する前年の3か月間の売上高等

円 (注2)

(注2)企業全体の売上高等を記載。

商工第 号
平成 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

年 月 日
多

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

印

平成 年 月 日

売上高等比較表

※1:業種欄には、営んでいる事業が属する全ての業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。細分類業種は全て指定業種に該当することが必要。

(イ-①) 申請用]

申込日(申請書類を市役所に提出する日)を記入し、捨印を押してください。
押印は、実印(法人にあっては、法人の実印)を押印してください。

年間の売上高)

| 業種 (※1) | 最近の売上高 | 構成比 |
|-------------------|---------------------------|------|
| ○○○業 | 円 | ○ % |
| ▲▲▲業、■ ■ ■ 業 (※2) | ※2:指定業種の売上高を合算して記載することも可。 | ○ % |
| | | % |
| | 円 | % |
| 全体の売上高 | 円 | 100% |

小数点以下は切り捨てて計算してください。

(表2:最近3か月の売上高【A】)

| | |
|----------------|---|
| 企業全体の最近3か月の売上高 | 円 |
|----------------|---|

(表3:最近3か月の前年同期の売上高【B】)

| | |
|---------------------|---|
| 企業全体の最近3か月の前年同期の売上高 | 円 |
|---------------------|---|

(最近3か月の企業全体の売上高の減少率)

$$\frac{【B】 \text{円} - 【A】 \text{円}}{【B】 \text{円}} \times 100 = \text{ \%}$$

※建設業にあっては完成工事高を記入してください。
※上記の数字の根拠となる証明書類を可能な限り添付してください。

上記のとおり相違ありません。

「名称」は法人にあっては商号を、個人事業主については屋号を記載してください。

名称

事業所所在地

代表者名

印

(注) 認定申請に当たっては、営んでいる事業全てが指定業種に属することが疎明できる書類等(例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など)や、上記の売上高が分かる書類等(例えば、試算表や売上台帳など)の提出が必要。